

法学部・法学研究院

- I 研究水準 研究 3-2
- II 質の向上度 研究 3-2

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、研究院の研究遂行のため、適切に部門を配置するとともに、総合企画委員会を置くことにより、研究の統合が図られていることで、共同プロジェクトの実施体制は高い水準にある。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の獲得状況が、平成 19 年度において、件数が 38 件、金額が 1 億円弱であり、件数、金額とも相当の水準であることなどは、優れた成果である。

以上の点について、法学部・法学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法学部・法学研究院が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、必ずしも業績の判定結果が高いとは言えないが、学術面では、多様な法文化法制度に関する理論的歴史的動態的な研究の項目をはじめとして各項目について数多く生産されており、一定の貢献をしていると判断できる。社会、経済、文化面では、調停、企業不祥事などに対応する著作において研究業績が発表されており、新領域を含めた課題に取り組むなどの相応な成果がある。

以上の点について、法学部・法学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、法学部・法学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は2件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

